

## 文教委員会（令和5年8月30日開催）所管事務の調査（報告）の追加資料提出について

公益財団法人川崎市学校給食会における債権放棄の根拠規程について、次のとおり提出します。

### ■「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」（抜粋）

（債権の放棄）

第9条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、未納金及びこれに係る遅延損害金を放棄することができる。ただし、当該未納金について未納保護者ととも債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときはこの限りでない。

（1）未納金について時効の援用があり、消滅時効が完成したとき。

（2）未納保護者が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令等の規定により、その責任を免れたとき。

（3）その他、理事長が特に債権を放棄する必要があると認めたとき。

2 理事長は、前項の規定により債権の放棄をしようとするときは、必要な資料を作成して理事会の承認を受けなければならない。

### ■「公益財団法人川崎市学校給食会債権に関する取扱要領」（抜粋）

（債権の放棄）

第6条 管理規程第9条第1項第3号に規定する理事長が特に債権の放棄をする必要があると認めたときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、未納保護者が時効を援用するかどうかの意思が確認できないとき。

（2）未納保護者が生活困窮状態にあり、資力の回復が困難でかつ相当の期間を経ても未納金の納入の見込みがないと認められるとき。

（3）未納保護者の所在が不明であり、かつ相当の期間を経てもその所在が明確にならないとき。

（4）未納保護者が死亡し、当該債権について未納保護者ととも未納金を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者が明らかでない場合であって、未納金の納入の見込みがないと認められるとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要があると認めるとき。

2 前項第1号に規定する債権を放棄する時期は、対象児童生徒が卒業又は市外転出等の理由により当該学校籍を失ったときから起算して3年経過後とする。

3 第1項第2号に規定する相当の期間とは、その事実が判明したときから起算して2年経過後とする。

4 第1項第4号及び第5号に規定する債権を放棄する時期は、その事実が判明したときとする。